

令和4年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
<p>日本共産党 代表質問 岡田 英樹 議員</p>	<p>2. 安倍元首相の家族葬に、学校で半旗を掲揚させた問題について            (1) 本市が、特定の政治的な意向に迎合して、市の施設を所管するすべての課に半旗の掲揚の指示を出したことは誤りだと考えるが、見解を            (2) 安倍氏の家族葬の日に、市の「国旗取り扱い要領」に反し、国などからの要請がないのに、総務課長の判断だけで半旗を掲げたのは、「要領」への違反行為では            (3) 市内の学校現場で半旗を掲揚したことは、特定政党の支持や政治的な活動を禁じている教育基本法第14条に抵触する問題では            (4) 市内からの問い合わせに「半旗の掲揚は大阪府の指示で」など、なぜ事実と異なる内容の回答をしたのか、市民への対応をどうされるのか            (5) 安倍元首相の国葬への対応について、半旗を上げるなど、市がこれに対応するようなことは一切するべきではないと考えるが、市の見解は</p>	<p>資料1/ 総務課 教育総務課</p>
<p>ふるさと富田林 代表質問 坂口 真紀 議員</p>	<p>3. 教育現場における虐待対応力と一部教師による不適切な対応について            (1) 虐待対応力の向上について            (2) 一部教師による不適切な対応について</p>	<p>資料2/ 教育指導室</p>
	<p>5. 外国につながる子どもへの支援について            (3) 外国につながる小中学生の多様な学習支援の充実について</p>	<p>資料3/ 教育指導室</p>
<p>公明党 代表質問 遠藤 智子 議員</p>	<p>2. 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた学校図書館の整備充実について            (1) 学校図書館図書の更新の状況と計画について            (2) 本市小中学校における新聞の配備状況と新聞を使った授業について            (3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた新聞の複数紙配備することについて</p>	<p>資料4/ 教育総務課 教育指導室</p>
	<p>7. 安心・安全な災害に強いまちづくり            (1) 避難所にフリーWi-Fiの導入を求めて            ①フリーWi-Fiの導入状況について            ②小中学校のWi-Fiの活用について</p>	<p>資料5/ 危機管理室 教育総務課</p>
<p>とんだばやし未来 代表質問 尾崎 哲哉 議員</p>	<p>1. 若者会議について            (1) 昨年度、第1期若者会議から提案された事業の進捗状況について            (2) 今年度の第2期若者会議の状況について</p>	<p>資料6/ 生涯学習課</p>

## 令和4年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
個人質問 中山 佑子 議員	<p>2. 「アドプト・ロード」問題等、旧統一教会と自治体の関係</p> <p>(2) 昨今の旧統一教会関連の報道を注視しておられる市民の方から、旧統一教会が本市の公共施設で「大会」を開いていないかの調査をして欲しいと依頼されました。</p> <p>旧統一教会問題に詳しい紀藤弁護士は「公的な団体が場所を貸すと、これは被害の拡大に行政が加担したことになる」との見解を述べています。</p> <p>旧統一教会及び旧統一教会の関連団体は、本市の公共施設利用の登録団体として登録されていませんか。本市の公共施設を利用してイベントや大会を開いていませんか。</p> <p>本市は、今後、旧統一教会が本市の施設を借りる場合、それを許可しますか。それとも、拒否しますか。お答えください。</p>	資料7/ 生涯学習課 総務課
個人質問 村瀬 喜久一郎 議員	<p>1. 本市における、いわゆる「宗教2世」の方々への対応・支援等の取組について (子ども自身の「信教の自由」を含む、子どもの権利についても踏まえて)</p> <p>(1) 市立小中学校等における、教職員間の「宗教2世」が抱え得る課題や心情に関する教職員間の意識共有等について</p>	資料8/ 教育指導室

2. 安倍元首相の家族葬に、学校で半旗を掲揚させた問題について

(1) 本市が、特定の政治的な意向に迎合して、市の施設を所轄するすべての課に半旗の掲揚の指示を出したことは誤りだと考えるが、見解を

(2) 安倍氏の家族葬の日に、市の「国旗取り扱い要領」に反し、国などからの要請がないのに、総務課長の判断だけで半旗を掲げたのは、「要領」への違反行為では

(3) 市内の学校現場で半旗を掲揚したことは、特定政党の支持や政治的な活動を禁じている教育基本法第 14 条に抵触する問題では

(4) 市民からの問い合わせに「半旗の掲揚は大阪府の指示で」など、なぜ事実と異なる内容の回答をしたのか、市民への対応はどうされるのか

(5) 安倍元首相の国葬への対応について、半旗を上げるなど、市がこれに対応するようなことは一切するべきではないと考えるが、市の見解は

**【答弁】**

2. 安倍元首相の家族葬に、学校で半旗を掲揚させた問題についての (1) から (5) につきましては、関連連しますので、一括してお答えいたします。

本市では、国旗及び市旗の取扱いに関して必要な事項を、「富田林市国旗及び市旗の取扱要領」で定めており、要領中別表 1 で「国旗及び市旗を掲揚する庁舎の範囲」を、別表 2 で「弔意を表す半旗の掲揚を行う日」を示すほか、「総務課長が必要と認める場合」は、別に指示すると規定しております。

また、情報伝達につきましては、半旗の掲揚を行う場合、庁内メールにより、総務課から各施設の主管課に連絡し、市立小中学校については、教育総務課を通じて連絡する取り扱いとしております。

今回、安倍元総理大臣が逝去され、7 月 12 日に葬儀が執り行われることに関して、大阪府が庁舎で半旗の掲揚を行う旨、報道発表があったことを受けまして、

本市においても大阪府の対応を参考に、12日の開庁時間内に半旗の掲揚を行うこととして、取扱要領に基づき、各施設の主管課へ連絡を行ったところです。

なお、事務手続きにつきましては、「総務課長が必要と認める場合」として、理事者に説明を行い、了承を得たうえで実施しておりますので、要領に違反するものではないと考えておりますが、今回の件を踏まえ、改めて点検し、整理してまいります。

この度の対応の趣旨は、元総理大臣が逝去されたことに対し、あくまで、純粋に弔意を表すものであり、それ以外の意図を持つものではございません。

市内の学校現場で半旗の掲揚をしたことは、教育基本法第14条に抵触することのご指摘につきましては、今回の対応は、特定の政党を支持する等、政治的な意図によるものではございませんので、法への抵触はないと考えますが、様々なご意見がある中で、今後も、教育基本法に基づき、適切な対応に努めてまいります。

また、市民からの問い合わせに、「半旗の掲揚は大阪府の指示で」と回答したことにつきましては、各施設に連絡した際に添付した大阪府の報道資料を、大阪府からの通知であると誤認したもので、お問い合わせいただいた方には、可能な範囲で説明させていただきましたが、混乱を招いたことについては反省しております。

いずれにいたしましても、今回、皆様からいただいたご意見を真摯に受け止め、今後の業務に活かしてまいりますとともに、今後、国において予定されている国葬への対応も含めまして、関係法令を踏まえ、一層、慎重かつ適正に対応してまいりたいと考えております。

3. 教育現場における虐待対応力と一部教師による不適切な対応について

- (1) 虐待対応力の向上について
- (2) 一部教師による不適切な対応について

**【答弁】**

3. 教育現場における虐待対応力と一部教師による不適切な対応についての(1)から(2)について、順次お答えいたします。

まず(1)についてお答えいたします。

学校をはじめとする教育現場は、児童虐待防止法にもとづいた役割を理解し、適切な対応・支援を行うための手順や手続き、虐待を発見するポイントをふまえ、早期発見や防止に努めることが重要であると認識しております。

こうしたことから、本市教育委員会では、年度初めに各校担当者を集めた連絡会を開き、こども未来室より法の趣旨をふまえた学校の役割について説明を行うとともに、各校において「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」にもとづいた虐待対応に関する校内研修の実施を指示し、小中学校で年平均3.4回、さらに、必要に応じて複数回研修を実施している学校もあると把握しております。加えて、各校に対するヒアリングも年度初めに実施し、組織的な対応や関係機関との日常的な連携、研修の実施状況等について実態把握するとともに指導も行っております。他にも、本市教育委員会が主催する研修やケース会議の中で、教職員はスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールロイヤーといった専門家からの助言を通じて、虐待が子どもに及ぼす影響や複雑な虐待事象対応について学びを深め、対応しております。さらに、子ども自身が困りごとを相談できるよう、全校で学期に1回以上、アンケートやカウンセリングを実施し、早期発見に向けて、個別の状況を把握する機会も設けております。これらアンケート等の実施にあたっては、虐待を含めた困りごとを相談する意義を子どもに価値づけながら説明し、虐待防止のための教育にも取り組んでおります。

昨今では、多様化する家庭背景や子どもの状況、社会情勢の変化等の複合により児童虐待の要因も複雑化しておりますが、本市教育委員会といたしましては、引き続き、児童虐待の早期発見や防止に向けて、専門家との連携をはじめ、教職員研修を充実することで、教職員の虐待対応力向上に努めてまいります。

次に（２）についてお答えいたします。

学校現場における議員ご指摘のような不適切な対応についてでございますが、本来、教職員による体罰はもとより、児童生徒を傷つけるような行為は、断じて許されるものではありません。

このような不適切な行為を根絶していくには、教職員と子どもとの信頼関係を築くことや、すべての教職員の人権意識を高めること、さらには、子どもにとって魅力ある学校づくりにつながる指導を行っていくことが重要だと、本市教育委員会といたしましても強く認識しております。

学校づくりの中心となる管理職に対しては、これまでも、校長会・教頭会等で、具体的な事例を取り上げながら不祥事防止等に向けた注意喚起を続けてまいりました。加えて、年度初めの校長会でも、大阪府教育庁が作成した「不祥事予防ワークシート集」等を活用した校内研修を実施するよう指示し、すべての学校で研修が行われていることを確認してまいりました。

さらに今後は、各校へのヒアリング等を通して本ワークシートを活用した校内研修の実施状況を聞き取るとともに、効果的な活用方法等についても周知を行いながら校内研修の充実を図り、不適切な行為を許さない教職員集団づくりに努めてまいります。加えて、すべての教職員が児童生徒への適切な指導を実施できる学校体制を確立できるよう、魅力ある授業づくりや児童生徒理解に関する教職員研修の充実にも努めてまいります。

## 5. 外国につながるのある子どもへの支援について

## (3) 外国につながる小中学生の多様な学習支援の充実について

## 【答弁】

5. 外国につながるのある子どもへの支援についての(3)についてお答えいたします。

本市の小中学校におきましては、全国の傾向と同様に、日本語指導の必要な児童生徒が年々増加しております。こうした児童生徒への支援として、本市では、市単費で日本語指導員を雇用し、授業への入り込みや、個別指導による日本語や母語の指導、保護者支援や文化の継承に係る取組み等を行っております。

また、各校では、教員の中から日本語指導担当を置き、校内体制を整え、定期的に情報交換の会議を行うなど、日本語指導の必要な児童生徒の支援を行っております。加えて、本年度は府より加配された専任の日本語指導担当教員1名が、自校のみならず市内全域の他の学校へも出向き、該当の児童生徒の様子を把握しながら必要に応じて個別の指導や相談も行っております。

今後は、対象者がさらに増加する見込みもあることから、本市教育委員会といたしましては、国や、府に対し加配教員の増員を要望しているところです。

外国につながる子どもの就学についても、市民窓口課とも連携し、外国籍の子どもの年代や人数等、統計的なデータを活用しながら、学校情報や就学について丁寧な指導を行ってまいります。また、就学・就園した市内幼稚園、小中学校で子どもたちが自己実現できるように、とんだばやし国際交流協会等地域の支援団体とも連携しながら、多様な学習や支援の充実を図ってまいります。

2. 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた学校図書館の整備充実について

- (1) 学校図書館図書の更新の状況と計画について
- (2) 本市小中学校における新聞の配備状況と新聞を使った授業について
- (3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた新聞の複数紙配備をすることについて

**【答弁】**

それでは、2. 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた学校図書館の整備充実についての(1)から(3)について、順次、お答えいたします。

まず、(1) 学校図書館図書の更新の状況と計画につきましては、児童生徒は常に正しい情報に触れる環境も必要となりますことから、学校と専門的な知識・技能をもった学校司書が連携を図り、令和3年度は、小学校全体で1,624冊、中学校全体で649冊の古い図書を廃棄し、新たに小学校全体で3,296冊、中学校全体で2,097冊を購入することで、子どもたちにとって必要な図書の更新に努めているところです。

また、学校図書館の図書標準の達成率につきましては、令和3年度末現在では、小学校全体で118%、中学校全体で102.5%となっており、毎年、各学校の図書委員会等において、購入図書の選定や廃棄を決定するなど、計画的に学校図書の充実に取り組んでいるところでございます。

続きまして、(2) についてお答えいたします。

現在、本市小中学校における新聞配備状況は、小学校で6校、中学校で7校となっております。また、新聞を配備していない学校につきましても、必要に応じて教員等が準備し、活用できるようにしております。

新聞を使った授業につきましては、小学校で各教科における調べ学習で活用しているほか、自分が興味・関心のある新聞記事を伝え合う、新聞スピーチを実施



している学校もございます。

中学校では、調べ学習での使用は勿論のこと、社会科の時事問題として活用しております。また、新聞には入試情報等が掲載されておりますことから、進路指導資料としても利用されています。

最後に、(3)の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた新聞の複数紙配備をすることにつきましては、本計画に示されているとおり、選挙権年齢の18歳以上への引き下げや成年年齢の18歳への引き下げに伴い、児童生徒が今後、主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけるためにも、重要であると認識しております。

以上のことから、本市教育委員会としましては、子どもたちが実際に新聞を手に取り、必要な資質や能力を身につけることは、学力の向上はもとより、情報活用能力や豊かな人間性を育む助けにもなることから、本計画に基づき、新聞の複数紙配備に向け取り組むとともに、今後も学校図書館の整備充実に努めてまいります。

以上お答えとさせていただきます。

## 7. 安心・安全な災害に強いまちづくり

### (1) 避難所にフリーWi-Fiの導入を求めて

①フリーWi-Fiの導入状況について

②小中学校のWi-Fiの活用について

### 【答弁】

7. 安心・安全な災害に強いまちづくりの(1)①②につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

大規模災害発生時においては、携帯電話の通信網が大幅に制限されることも予想され、Wi-Fi環境の整備は、必要な情報の収集とともに、通信手段としても有効であると考えております。

本市では、市立小中学校や公共施設の他、民間協力施設も含め全42施設を避難所に指定しています。

その内、避難者の皆さんにご利用いただけるフリーWi-Fi環境が整備されている避難所は、各公民館、図書館、及びかがりの郷の4施設となっております。

市立小・中学校につきましては、令和2年度に普通教室や体育館などにWi-Fi環境を整備しましたが、これらは、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、教育活動用として整備したものであり、現時点では避難所での利用はできないものとなっております。今後は、災害時など、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に活用することができるよう、教育委員会との協議・調整を進めてまいりたいと考えております。

その他、大阪大谷大学等の民間協力施設も含め、Wi-Fi環境が整備されている施設もございますが、災害時の利用につきましては、今後の調整が必要となります。

いずれにいたしましても、災害時における情報収集や通信の手段として、インターネットは避難された皆さんにとって、大変重要な役割を果たすものと認識しており、今後も避難所におけるWi-Fi環境の整備に努めてまいります。

1. 若者会議について

- (1) 昨年度、第1期若者会議から提案された事業の進捗状況について
- (2) 今年度の第2期若者会議の状況について

**【答弁】**

ご質問の1. 若者会議についての(1)、(2)につきまして、関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

第1期若者会議は、令和3年4月に、若者会議委員を募集し、選ばれた25名の委員のもとで、検討した施策を市長に対して「施策提案」を行いました。

その第1期から「富田林遊び尽くせ月間の開催」、「市公式インスタグラムの開設」、「ミライ・カフェの設置」、「演劇講座の開催」、「ウォールアートの製作」の5つの提案がされました。そして、これら全ての事業が予算化され、今年度の当初からそれぞれの事業に取り組んでいるところです。なお、各事業の実施につきましては、若者会議第1期生のメンバーが自主的に若者会議OB会「心はいつも富田林」愛称「こことん」を結成して、その中でそれぞれの事業を実現していくための実行委員会を組織し、市と連携しながら進めております。また、第1期若者会議委員にご応募いただいた他の若者にも各事業への参加協力を呼びかけてまいります。

現段階での各事業の進捗状況について、1つめの「富田林遊び尽くせ月間の開催」につきましては、10月にきらめき創造館でハロウィンとお化け屋敷をジョイントさせたイベントを、3月には金剛中央公園で、あらゆる世代が一緒に楽しめる「ゆるスポーツ」の体験イベントの開催を予定しています。次に「市公式インスタグラムの開設」につきましては、主催の若者グループですでに独自のアカウントを取得され、正式に市の公式なものとしていくためのルールづくり等を都市魅力課と調整し、9月中にも公式インスタグラムとして投稿開始を迎える段階です。次に「ミライ・カフェの設置」につきましては、本年7月にモデル事業として「ガチで進路相談イベント」と題して経営コンサルタントを講師に迎え、会社経営のノウハウなどの起業に向けた話を若者たちにさせていただきました。今後

は若者たちのリクエストを集めて、飲食や理容美容など専門性の高い分野の講師をお招きしてミライのためのカフェを展開していく予定です。次に「演劇講座の開催」につきましては、実際に一緒にひとつの舞台を作り上げることで、幅広い年代の間の濃密な交流を目指して、12月末の本番に向けて10月から練習を開始する予定でメンバーなどを募集しているところです。最後に「ウォールアートの製作」ですが、若者の実行委員会が今後本市の観光スポットとして最適なウォールアートの設置場所として、金剛東中央公園を選択し、そこに当初から設置されている巨大な構造物にアートを描いてはどうかと企画し、全国でウォールアートの実績のあるアーティストを見つけ出して、どのようなアートにするかを実行委員会で話し合い、「オーバーザムーン～縁（えん）ある街」をテーマに製作することが決められました。ウォールアートのお披露目を兼ねましたイベントを11月3日の文化の日に予定しています。

次に今年度の第2期若者会議につきましては、3月1日から4月8日まで公募しましたところ、定員を超える応募があり、選考の結果、25人を委員として委嘱し、5月から8月にかけてメンター職員とともに6回の会議を重ねて、8月21日の施策提案会では、4つの事業が提案されたところです。なお、今年度は、市から若者会議に対して検討していただきたいテーマを複数提示し、委員がそのテーマの中から投票で1つを選んで重点テーマとして取り上げました。その重点テーマは「農業応援プロジェクト」として、若者会議委員のなかで活発な議論をいただいたところです。重点テーマ含め、提案いただいた4つの事業案につきましては、施策提案会での審査員による採点結果をもとに、政策担当課及び財政担当課を含め、具体的に市の施策として実施すべきかどうかの検討を重ねて予算化に向けて協議することになります。

まちは若者をはじめ市民の皆様と行政による協働の創造物です。今後も、若者ならではの独自の視点や発想、意見をまちづくりに積極的に取り入れよう努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

2. 「アドプト・ロード」問題等 旧統一教会と自治体の関係

(2) 旧統一教会及び旧統一教会の関連団体は、本市の公共施設利用の登録団体として登録されていませんか。本市の公共施設を利用してイベントや大会を開いていませんか。

本市は、今後、旧統一教会が本市の施設を借りる場合、それを許可しますか。それとも、拒否しますか。お答え下さい。

**【答弁】**

ご質問の2. 「アドプト・ロード」問題等 旧統一教会と自治体の関係についての(2)につきまして、お答えいたします。

旧統一教会及びその関連団体と想定される団体の、過去5年間の本市の公共施設における団体登録状況を確認しましたところ、富田林市市民会館（レインボーホール）とすばるホールの2施設におきまして計3団体の登録があり、うち2団体で、すばるホールの利用実績がございました。その他の公共施設の利用につきましては、令和3年度に、関連団体と想定される団体による自転車イベントの開催の際に、市庁舎の玄関前においてセレモニーが行われた事例がございます。

次に、今後、旧統一教会が本市の施設を借りる場合の対応でございますが、公共施設の利用は、地方自治法第244条第2項において、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、また、第3項では、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない」と規定されていることから、一律に利用を拒否することはできず、その利用目的や施設を利用させることによって、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合等、個々具体的に判断を行うこととなりますが、現下の状況を踏まえ、国や大阪府、各自治体の対応状況等も確認しながら、慎重かつ適正に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

1. 本市における、いわゆる「宗教 2 世」の方々への対応・支援等の取組について

(子ども自身の「信教の自由」を含む、子どもの権利についても踏まえて)

(1) 市立小中学校等における、「宗教 2 世」が抱え得る課題や心情に関する教職員間の意識共有等について

**【答弁】**

1. 本市における、いわゆる「宗教 2 世」の方々への対応・支援等の取組についての (1) についてお答えいたします。

議員ご指摘の点につきましては、教育委員会としても一般に報道されている内容等について認識しております。

本市の小中学校においては、従前より、すべての子どもに対して、子どもたちの不安や悩みに寄り添った対応ができるよう、相談体制の充実に努めております。また、子どもたちが自分の思いや考えを伝えられるようになることも重要であると認識しており、そのような力を育むよう日々の教育活動を進めております。

本市教育委員会といたしましては、その当事者であるか否かに関わらず、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることが大切であると認識しておりますことから、引き続き、子どもたちの思いや権利を尊重した教育の実現に努めてまいります。以上、お答えいたします。